

発議第7号

嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和4年9月2日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会運営委員会
委員長 芦塚 典子

理由 議会におけるICT技術の積極的活用を推進し、効率的かつ迅速な議会運営及び議会の活性化並びに情報セキュリティ強化を図るため、一部を改正する必要がある。

嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則

嬉野市議会会議規則（平成18年嬉野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第152条の次に次の1条を加える。

（情報通信機器の使用）

第152条の2 議員は、情報通信機器（議長が指定し、又は許可する端末に限る。次項において同じ。）を会議等において使用することができる。

2 前項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信機器の使用について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則

改正案	現 行
<p>(資料等印刷物の配付許可) 第152条(略)</p> <p><u>(情報通信機器の使用)</u> <u>第152条の2 議員は、情報通信機器(議長が指定し、又は許可する端末に限る。次項において同じ。)を会議等において使用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信機器の使用について準用する。</u></p> <p>(許可のない登壇の禁止) 第153条(略)</p>	<p>(資料等印刷物の配付許可) 第152条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞、文書等の印刷物を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(許可のない登壇の禁止) 第153条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。</p>